

京都市市営住宅同居承認等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）別表に掲げる市営住宅に係る条例第23条に基づく同居の承認（以下「同居の承認」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第14条に基づく同居者の死亡等の届出に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(同居の承認の基準)

第2条 市長は、規則第13条第1項各号に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに同居の承認を行うことができる。

- (1) 同居予定者が、入居者の3親等内の同居者又は同居予定者の子で同居承認の申請の日に成人していない者（同居予定者の子の場合にあっては、同居予定者と併せて同居承認されるときに限る。）であるとき。ただし、次条各号のいずれかに該当するときは除く。
- (2) 同居予定者が入居者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「内縁の配偶者」という。）の子若しくは父母又は入居者の子若しくは父母の内縁の配偶者であり、かつ、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 入居者又は同居者に規則第4条の2に規定する障害者（身体障害者1～4級又は精神障害者1～2級（知的障害については同程度））若しくはこれと同等の疾病等のある者又は要介護3～5の認定を受けている者（以下「障害者等」という。）があり、かつ、同居予定者がその者を介護する必要があるとき。
 - イ 同居予定者が障害者等であり、かつ、入居者又は同居者がその者を介護する必要があるとき。
 - ウ 同居予定者が非常の災害に遭い住宅を滅失し、又は家主から明渡しを求められる等住宅に困窮しているとき。
 - エ 同居予定者に独立した生計を営めない等の特別な事情があり、入居者又は同居者がその者を扶養する必要があるとき。
- (3) 同居予定者が入居者の以前の内縁の配偶者の子であり、その内縁の配偶者が死亡したことにより、同居予定者が独立した生計を営めない等の特別な事情が生じ、入居者がその者を扶養する必要が生じたとき。
- (4) 同居予定者が京都市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップを宣誓し、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓パートナー」という。）の子若しくは父母又は入居者の子若しくは父母の宣誓パートナーであり、かつ、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 入居者又は同居者に規則第4条の2に規定する障害者（身体障害者1～4級又は精神障害者1～2級（知的障害については同程度））若しくはこれと同等の疾病等のある者又は要介護3～5の認定を受けている者（以下「障害者等」という。）があり、かつ、同居予定者がその者を介護する必要があるとき。
 - イ 同居予定者が障害者等であり、かつ、入居者又は同居者がその者を介護する必要があるとき。
 - ウ 同居予定者が非常の災害に遭い住宅を滅失し、又は家主から明渡しを求められる等住宅に困窮しているとき。
 - エ 同居予定者に独立した生計を営めない等の特別な事情があり、入居者又は同居者がその者を扶養する必要があるとき。
- (5) 同居予定者が入居者の以前の宣誓パートナーの子であり、その宣誓パートナーが

死亡したことにより、同居予定者が独立した生計を営めない等の特別な事情が生じ、入居者がその者を扶養する必要が生じたとき。

(同居不承認事由)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同居の承認をしない。

- (1) 入居者が条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき又は特定公共賃貸住宅に同居する場合を除き、同居予定者を同居者とみなして算定した当該入居者に係る収入が条例第6条第5号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超えるとき。ただし、入居者の生活の実情及び同居の必要性に照らしやむを得ないと認められるときを除く。
- (2) 同居予定者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (3) 同居予定者が住宅に困窮していないとき。
- (4) 同居予定者が過去に条例第26条第1項各号に基づく明渡請求を受けたことがあるとき。ただし、同項第2号に基づく明渡請求を受け、強制執行を受けることなく、当該明渡請求に係る滞納家賃及び損害賠償金を完納したとき、又は当該明渡請求の原因について同居予定者に責任を問うことが不相当であるなどの特別の事情があるときを除く。
- (5) 同居予定者について不自然な世帯分離が生じるとき。
- (6) その他市営住宅の管理上支障があると認められるとき。

(申込手続)

第4条 同居の承認を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、同居申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第13条第1項第1号又は第2号に該当する場合(ただし、同居予定者が宣誓パートナーである場合を除く。)
 - ア 入居者、同居者及び同居予定者の世帯全員の住民票の写し
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (2) 規則第13条第1項第2号に該当する場合(ただし、同居予定者が宣誓パートナーである場合に限る。)
 - ア 入居者、同居者及び同居予定者の世帯全員の住民票の写し
 - イ パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し
 - ウ 申込時にパートナーシップ宣誓日から6箇月以上が経過している場合は、入居者及び同居予定者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 規則第13条第1項第3号に該当する場合
 - ア 入居者、同居者及び同居予定者の世帯全員の住民票の写し
 - イ 入居者と同居予定者との続柄を証する戸籍謄本等又は住民票の写し
 - ウ 同居予定者の収入を証する書類
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (4) 第2条に該当する場合
 - ア 入居者、同居者及び同居予定者の世帯全員の住民票の写し
 - イ 入居者と同居予定者との続柄を証する戸籍謄本等又は住民票の写し
 - ウ 同居予定者の収入を証する書類
 - エ 別表に掲げる同居を必要とする理由を証する書類(ただし、第2条第2号から

第5号までに掲げる場合に限る。)
オ その他市長が必要と認める書類

(同居の承認又は不承認の通知)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、提出書類の審査及び実態調査を行ったうえで承認するかどうかを決定する。この場合において、同居の承認をするときは同居承認通知書(第2号様式)により、同居の承認をしないときは同居不承認通知書(第3号様式)により、申込者に通知する。ただし、規則第13条第1項第1号による承認をするときは、口頭により通知をすることができる。

(同居者の死亡等の届出)

第6条 入居者は、同居者が死亡し、又は退去したときは、規則第14条に定めるところにより、同居者異動届(第4号様式)に次の書類を添えて、1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 同居者が死亡したときは、住民票の除票の写し等死亡の事実を証する書類
(2) 同居者が退去したときは、住民票の除票の写し等退去の事実を証する書類

2 入居者は、入居者又は同居者の氏名に変更があったときは、氏名変更届(第5号様式)に住民票の写し又は戸籍謄本等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則(平成29年3月28日決定)

(施行期日)

1 この要綱は平成29年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市改良住宅等同居承認及び同居者移動届等事務取扱要綱は、この要綱の施行の日から廃止する。

附 則(平成31年3月26日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年3月26日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則(令和2年8月20日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第4条第4号エ関係）

区 分	提 出 書 類
第2条第2号ア若しくはイ又は第2条第4号ア若しくはイに該当するとき	身体障害者手帳の写し、精神障害者手帳の写し、療育手帳の写し、障害の程度及び介護の必要性が記載された診断書又は介護保険被保険者証等
第2条第2号ウ又は第2条第4号ウに該当するとき	住宅困窮の理由を証明できる書類
第2条第2号エ、第3号又は第4号エに該当するとき	特別の事情を証明できる書類
第2条第4号に該当するとき	関連するパートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し（ただし、パートナーシップ宣誓が、申込時に6箇月以上が経過している場合は、宣誓者の戸籍謄本等）
第2条第5号に該当するとき	特別の事情を証明できる書類及び関連するパートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し（ただし、パートナーシップ宣誓が、申込時に6箇月以上が経過している場合は、宣誓者の戸籍謄本等）